

## 船舶事故等調査報告書

平成25年3月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第193号
事故等種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成24年8月20日（月） 13時30分ごろ
発生場所	滋賀県琵琶湖南西部 滋賀県大津市所在の川原三等三角点から真方位193°580m付近 （概位 北緯35°14.7′ 東経135°58.1′）
事故等調査の経過	平成24年12月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ <sup>ケーツー</sup> K2、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	260-45619大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士
死傷者等	負傷 1人（被引浮体搭乗者）
損傷	なし
事故等の経過	A船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者5人が乗ったバナナボート（以下「本件浮体」という。）をえい航して大津市北小松沖を発進し、約15km/hの対地速力で航行中、平成24年8月20日13時30分ごろ、本件浮体がプレジャーボートの航走波を受け、本件浮体の最前部に乗っていた搭乗者（以下「搭乗者A」という。）が落水し、搭乗者Aは、落水時の衝撃により、左足靭帯損傷を負った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	本件浮体は、全長約5.20m、幅約1.15m及び高さ約0.63mであった。 船長及び浮体の搭乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、琵琶湖南西部の北小松沖において、本件浮体をえい航中、本件浮体が他船の航走波を受けたことから、搭乗者Aが浮体から落水して負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、琵琶湖南西部の北小松沖において、本件浮体をえい航中、本件浮体が他船の航走波を受けたため、搭乗者Aが浮体から落水したことにより発生したものと考えられる。

<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 浮体をえい航する場合は、他船の航走波の状況を確認するとともに、減速するなどして航走波による衝撃を緩和すること。</li></ul>
-----------	---